

$$\text{完成用部品価格} = \text{管理費} + \text{申請価格}$$

完成用部品価格 : 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」で公開されている価格。

管理費 : 補装具製作事業所が完成用部品を管理するための価格。

申請価格 : 義肢・装具・座位保持装置部品の販売メーカーが補装具製作事業者に販売する価格。

現在の完成用部品の価格算定の現状

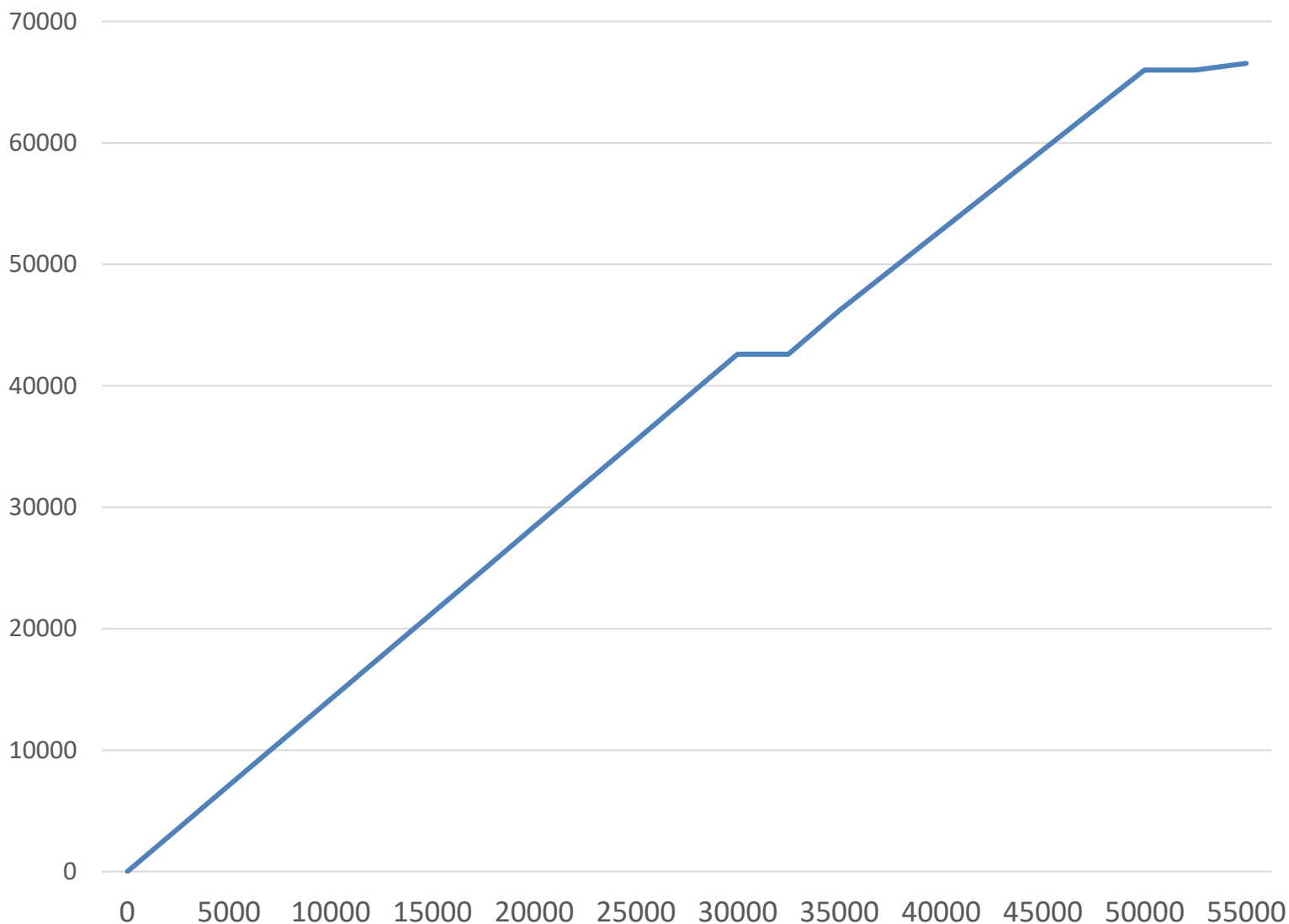
- ・ 完成用部品価格は、申請価格に管理費を加算したものであるが、申請価格の価格帯によって管理費が変動している。
- ・ 完成用部品の価格算定式及び算出した管理費は公開されていない。

現状の課題

- ・ メーカーが価格変更申請で部品の価格(申請価格)を上げても算定方法が決まっており、完成用部品価格が変わらない場合がある。
- ・ 完成用部品にかかる流通経費が、申請価格に含まれるものか、完成用部品価格に含まれるものか定義されていないため、メーカーが送料元払いか受払か決めている。
- ・ 補装具製作事業者が完成用部品を購入するときは、申請価格に消費税(10%)がかかるが、補装具として販売するときには完成用部品価格に消費税相当分(6%)がかかり、管理費として設定されている費用が分かり辛い。
- ・ 完成用部品を課税対象物品、製作した義肢・装具・座位保持装置を非課税対象物品として算定する補装具の価格は、消費税率の変化による影響を受けている。

完成用部品価格（1-55,000円）

告示価格



メーカー申請価格